別紙３

上富田町こども計画策定支援業務　選定審査評価要領

１　評価基準

それぞれの審査委員及び事務局が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。配点は、審査委員60点（審査員全員の平均。企画内容等）、事務局40点（実績や会社規模等の判断が明らかな内容）とし、総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 審査員 | 情報提供力 | 情報収取及び情報提供方法の具体性、現実性 | １０点 |
| 　〃 | 町の現状と課題の把握 | １０点 |
| 企画内容 | 仕様書記載業務の提案内容 | １０点 |
| スケジュールの妥当性 | 業務スケジュール | １０点 |
| 業務の推進・支援体制 | 業務運営支援体制 | １０点 |
| 支援体制の専門性 | 支援体制の専門性 | １０点 |
| 事務局 | 主担当者の経験年数 | 主担当者の実務年数 | ５点 |
| 事業者の実績 | 同種業務の県内・全国実績 | １０点 |
| 個人情報保護 | プライバシーマーク又はISO27001ｂの認定期間 | ５点 |
| 見積金額 | 見積金額の多寡 | ２０点 |
|  | 計　１００点 |

２　その他

（１）有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合点数の高い最優秀提案事業者を第１位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。

（２）総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。